

帰宅困難者対策の基本は、

# 「一斉帰宅行動は控える」

ことです！

東日本大震災では、駅周辺に多くの人が集まり、避難所運営に大きな混乱が生じたほか、道路が渋滞し、緊急車両の通行の妨げにもなりました。

各事業所における日頃からの備えが重要となります。



## 帰宅困難者を出さない4つのポイント

### ① 一斉帰宅を抑制し、

#### 従業員を事業内に待機させる

地震災害等の発生時は、従業員をすぐに帰宅させず、事業所内の安全を確認し、事業所内に待機させる。

### ② 必要な情報を収集し、

#### 従業員へ提供する

ラジオなどを準備しておき、帰宅するために必要な道路情報、交通機関運行情報、災害情報などを収集し、従業員へ提供する。

### ③ 従業員を事業所内に一定時間

#### 留め置くための環境を整備する

交通機関の運行停止に備え、オフィス家具の転倒・移動防止対策を行うほか、従業員の3日分の飲料水や食料、防寒用毛布などを備蓄し、家族などの安否確認手段を定めることを周知する。

また、必要に応じて感染症防止対策としてマスクや消毒用アルコール等を備蓄する。

### ④ 従業員を帰宅させる場合の

#### 判断基準・ルールを決める

従業員の実情に応じた帰宅させる順番や班編成、携行品などのほか、再出勤のルール等を定めておく。

交通機関が運行停止の状況で、慌てて帰宅行動を行うと駅周辺に多くの人が集まり、密集・密接の環境が作られてしまいます。新型コロナウイルス感染症等の感染を防ぐには、密の状態を避けなければなりません。そのため、事業所内のスペース等を適切に活用し、従業員等を留め置くことが重要となります。

事業所が日頃から取り組む防災対策について、裏面にチェックシートとしてまとめましたので、ご活用願います。



# 帰宅困難者を出さないための日頃からの備え

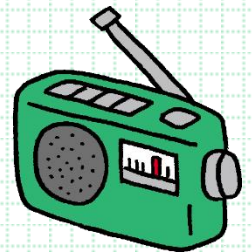
## 平常時

- 災害時従業員が事業所内に待機等することを想定した計画を作成し、従業員へ周知する
- テナントビルなどでは、施設管理者とテナント入居者が連携し、役割分担を決めておく
- 一定期間（3日程度）従業員を留め置くために必要な水、食料、毛布衛生用品等を備蓄する
- 事業者だけでなく、従業員自らも備蓄に努めるよう周知する
- 車両や発電機等の燃料をこまめに補給する
- オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置を施しておく
- 家族等との安否確認手段を定めておくことを従業員へ周知する
- 帰宅する順序や班編成、再出勤などの帰宅ルールを定めておく
- 定期的に訓練を実施し手順等を確認するとともに、必要に応じて見直しを行う



## 発災時

- 従業員に対し、身の安全の確保と落ち着いた行動をとるよう呼びかける
- 従業員や施設利用客の安否確認を行う
- 施設内の安全点検のためのチェック表に基づき、施設の安全確認を行う
- 従業員や施設利用客を必要に応じて安全な場所に避難誘導し、待機等させる  
※感染症が流行している場合は、三密にならないよう注意する
- ラジオ等から必要な情報を収集し、従業員などへ周知する
- やむを得ず帰宅する従業員に対し、必要な物資を配布する



## 混乱収束時

- 行政や関係機関（テナントビル、施設管理者を含む）から提供される交通機関の運行状況など、災害関連情報等により、従業員が安全に帰宅できるかどうか判断する
- 安全に帰宅できると判断した場合、あらかじめ定めた帰宅ルールに基づき、従業員を帰宅させる

お問い合わせ 仙台市 危機管理局 防災・減災部 減災推進課 ☎214-3048

防災に関する情報をホームページでも提供しています。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/anken/saigaitaisaku/index.html>